**液化石油ガス設備工事の届出**

**液化石油ガス設備工事に係る法令**

**液化石油ガス設備工事届出**

法第38条の３

規則第88条油ガス設備工事の届出により、

所在地の都道府県に液化石

油ガス設備工事の届出

液化石油ガス設備工事を施工した場合

　　 特定供給設備以外で､貯蔵能力が500kgを超える供給

設備であって、規則第86条の施設又は建築物に係る

液化石油ガス設備の設置の工事又は変更の工事をし

た場合は遅滞なく届出

《規則第87条の変更の工事》

① 供給管の延長を伴う工事

② 貯蔵設備の位置の変更又はその貯蔵能力の増加

を伴う工事

《規則第86条の施設又は建築物》

① 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設

② キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類する施設

③ 貸席及び料理飲食店

④ 百貨店及びマーケット

① 旅館、ホテル、寄宿舎及び共同住宅

（共同住宅：同一建築物内に３世帯以上入居する構造のもの）

⑥ 病院、診療所及び助産所

⑦ 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう

学校、養護学校、幼稚園及び各種学校

⑧ 図書館、博物館及び美術館

⑨ 公衆浴場

⑩ 駅及び船舶又は航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供

する建築物に限る。

⑪ 神社、寺院、教会その他これらに類する施設

⑫ 床面積の合計が1,000平方メートル以上である事務所(前各号に掲

げるものに該当するものを除く。）

**液化石油ガス設備工事に係る提出書類一覧表**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提 　出 　書 　類 　名 | 関係法令 | | 宛先 |  |
| 液石法  規　則 | 様  式 | 知  事 |
| 液化石油ガス設備工事届書 | 88 | 48 | ○ |  |
| 添付書類　様式第１号～第６号 | 88 | － | ○ |  |
| (注)１．提出先及び宛先は、都道府県により異なるので、都道府県の担当部署を確認すること。  また、事前届出を求められる場合があるので確認すること。  ２．添付書類は、様式第１号～様式第６号による。 | | | | |

様式第48(第88条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |

液化石油ガス設備工事届書

　 　　　　　　令和　　年　　月　　日

滋賀県知事　殿

　 　　　 氏名又は名称及び

　 　　　　　　　 　　　 法人にあっては

　 　　　　 その代表者の氏名

　 　 　　　　　 　 　住　　　　　　所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第３８条の３の規定により、次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事に係る供給設備又は消費設備の所在地 |  |
| 当該設備の所有者又は占有者の氏名又は名称 |  |
| 当該設備の使用目的 |  |
| 貯蔵設備の貯蔵能力 |  |
| 工事の内容 |  |

（備考）１．この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２．×印の項は記載しないこと。

|  |
| --- |
| (注)１．液化石油ガス設備工事届書については、市町村に権限委譲されていることが多いので、提出先及び届書の宛名について、設置先の都道府県等に確認すること。  ２．容器による貯蔵能力が、500kgを超え1,000kg未満のときは、様式第１号、第４号か  　　　ら第６号を、1,000kg以上3,000kg未満のときは、様式第１号、第２号、第４号から第  　　　６号を添付すること。  　　　（貯蔵能力：規則第86条に係る施設又は建築物の貯蔵設備の貯蔵能力をいう。）  　　３．バルク貯槽による貯蔵能力が、500kgを超え1,000kg未満のときは、様式第１号、第  　　　３号から第６号を添付すること。  （貯蔵能力：容器の場合と同じで、規則第86条関係施設等での貯蔵能力をいう。） |
|

**様式第１号**

**工事の内容等**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工事の種類 | | １．新設 ２．変更(供給管の延長・貯蔵設備の位置の変更・貯蔵能力の増加) | | | | | | | | | | |
| 工事従事者  氏　　　名 | | 氏　　名 | | 設備士免状番号 | | | 氏　　名 | | | | 設備士免状番号 | |
|  | |  | | |  | | | |  | |
|  | |  | | |  | | | |  | |
| 完 成 検 査  実 施 者 名 | |  | | | | | | | | | | |
| 気 密 試 験  結 　　　果 | | 供給管等内容積 | | | 圧　　　力 | | | | 気密試験保持時間 | | | |
| ㍑ | | | kPa | | | | 分 | | | |
| 貯  蔵  設  備 | 火気の種類及び距離 | | 種　類 | |  | | | | 距　離 | | | ｍ |
| 腐食防止措置 | | 有　・　無 | | | | | | | | | |
| 転落、転倒防止措置 | | 鎖　　・　ロープ　・　その他（　　　　　　　　　　　） | | | | | | | | | |
| ４０℃以下対策 | | 屋根　・　遮へい板　・　その他（　　　　　　　　　　） | | | | | | | | | |
| 調整器メーカー・型式 | | |  | | | | | | | | | |
| 供  給  管 | 高圧部 材質 | |  | | | | | | | | | |
| 中圧部 材質 | |  | | | | | | | | | |
| 低圧部 材質 | | 埋設管 | |  | | | 露出管 | |  | | |
| 気 化 装 置 | | | 有　・　無 | | | ガス発生能力 | | kW | | | | |
| 安 全 装 置 | | | １ | マイコンメータ（Ｓ、Ｈ、ＳＢ、Ｅ、ＥＢ、Ｓ４、Ｅ４） | | | | | | | | |
| ２ | 対震自動ガス遮断装置 | | | | | | | | |
| ３ | ガス漏れ警報器連動ガス遮断装置 | | | | | | | | |
| ４ | 圧力検知式漏えい検知装置 | | | | | | | | |
| ５ | 流量検知式切替型漏えい検知装置 | | | | | | | | |
| ６ | 流量検知式圧力監視型漏えい検知装置 | | | | | | | | |

**様式第２号**

**供給設備の技術上の基準**

（容器による貯蔵で、貯蔵能力が1,000kg以上3,000kg未満及び貯槽による貯蔵で、貯蔵能力が500kg

を超え1,000kg未満のときに添付）

|  |  |
| --- | --- |
| １．保安距離 | ①第１種保安距離（法定16.97ｍ・障壁設置 0ｍ） 実際　 　　　ｍ  保安物件の名称  ②第２種保安距離（法定11.31ｍ・障壁設置 0ｍ） 実際　 　　 ｍ  保安物件の名称 |
| ２．障壁 | ①障壁の構造　材料　 　　　　　寸法（高さ）　　 cm（厚さ）　　 cm  ②扉の構造 材料 　　　　　　 （厚さ） 　 cm  ③扉の補強 等辺山形鋼(枠)　　 mm×　　 mm (内)　　 mm×　　 mm  間隔 (縦)　　 cm (横)　　 　cm |
| ３．火気等との距離 | ①火気等の種類 火気等との距離 ｍ  ②火気距離が５ｍ未満　障壁（材料） (高さ) ｍ |
| ４．滞留防止 | ①貯蔵設備面積　　　　　 　㎡　 法定換気口面積 cm２  ②実際の換気口面積 cm２ |
| ５．さく､へい等の設置 | ①さく、へい等の種類 |
| ６．警戒標 | ①掲示位置  ②表示内容 |
| ７．消火設備 | ①粉末消火器　Ａ　 　Ｂ　 　×　 　個  ②その他 |
| ８．軽量な屋根等 | ①屋根の場合その材料  ②遮へい板の場合その材料 |
| ９．転倒防止等の措置 | ①貯蔵設備の床は水平で、かつ上から物が落ちる恐れがないようにする｡  ②転倒防止チェーンによる転倒防止措置を講ずる。 |
| 10．腐食防止措置 | ①容器は十分に防錆塗装がされたものを使用する。  ②貯蔵設備は排水のよい構造とし、容器の底部を乾きやすくする。 |

**様式第３号**

**バルク供給に係る供給設備の技術上の基準**

（バルク貯槽による貯蔵で、貯蔵能力が500kgを超え1,000kg未満のときに添付）

|  |  |
| --- | --- |
| １．貯槽の設備状況 | 地盤面上　　　・　　　地盤面下 |
| ２．貯槽の適合性 | 特定設備検査合格証　　・　　特定設備基準適合証 |
| ３．保安距離 | ①第１種保安距離（法定1.5ｍ 構造壁等又は埋設設置 0ｍ）  実際距離　　　 　ｍ　保安物件の名称  ②第２種保安距離（法定1.0ｍ 構造壁等又は埋設設置 0ｍ）  実際距離　　　　 ｍ 保安物件の名称 |
| ４．構造壁等 | 壁の構造　材料　　　　 　　寸法（高さ）　　　ｍ（幅）　　　ｍ |
| ５．貯槽の表示 | ＬＰガス及び火気厳禁(朱書き)､緊急連絡先の表示の有無 有 ・ 無 |
| ６．腐食防止措置 | 下地処理・錆止め塗装等の有無　　　　　　　　　　　　 有 ・ 無 |
| ７．転倒防止等措置 | 支柱又はサドル等取付けの有無　　　　　　　　　　　　 有 ・ 無 |
| ８．プロテクター内のガ  ス漏れ検知器の設置等 | ガス漏れ検知器の設置の有無　　　　　　　　　　　　　 有 ・ 無  常時監視システム設置の有無　　　　　　　　　　　　　 有 ・ 無 |
| ９．火気距離 | ①火気等の種類 　 火気等との距離 　　　 ｍ  ②火気距離が２ｍ以内　防火壁等の設置の有無　　　　　 有 ・ 無 |

**様式第４号**

貯 蔵 設 備 の 付 近 見 取 図

|  |  |
| --- | --- |
| 販売店（供給業者）の名称 |  |
| 〃 所在地 |  |
| 所有者等の氏名又は名称 |  |
| 供給設備等の所在地 |  |
| ５万分の１＊の地図を貼付し最寄駅等より貯蔵設備への経路、貯蔵設備の位置を明示  （＊地図の縮尺は５万分の１を原則とし、状況等により縮尺を変更することは可。） | |
|

**様式第５号**

貯 蔵 設 備 の 配 置 図

|  |  |
| --- | --- |
| 販売店（供給業者）の名称 |  |
| 〃 所在地 |  |
| 所有者等の氏名又は名称 |  |
| 供給設備等の所在地 |  |
| 貯蔵設備と第１種保安物件・第２種保安物件との位置関係、火気距離等を明示 | |
|

**様式第６号**

貯 蔵 設 備 の 構 造 図

|  |  |
| --- | --- |
| 販売店（供給業者）の名称 |  |
| 〃 所在地 |  |
| 所有者等の氏名又は名称 |  |
| 供給設備等の所在地 |  |
| 貯蔵設備の平面図、側面図、障壁の配置図、配管図等を添付 | |
|

**３．圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出**

**3-1 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いに係る法令**

**(1) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出**

消防法第９条の３

危険物政令第１条の10

危険物規則第１条の５によ

り、所在地の消防長等に液

化石油ガスの貯蔵又は取扱

いの開始(廃止)の届出

液化石油ガスの貯蔵又は取扱をする場合

特定供給設備及び液化石油ガス設備工事の届出

に係る設備以外で､貯蔵量300kg以上の液化石油

　　 ガスの貯蔵する場合又は廃止する場合

（工業用を含む。）

**《参考》消防法・危険物の規制に関する政令・規則の抜粋**

**【消防法】**

第９条の３　圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支 障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじ

め、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。ただし、船舶、自動車、

航空機、鉄道又は軌道により貯蔵し、又は取り扱う場合その他政令で定める場合は、この

限りでない。

２　前項の規定は、同項の貯蔵又は取扱いを廃止する場合について準用する。

**【危険物の規制に関する政令】**

**（届出を要する物質の指定）**

第１条の10　法第９条の３第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の政令で定 める物質は、次の各号に掲げる物質で当該各号に定める数量以上のものとする。

　 一　圧縮アセチレンガス　40キログラム

　 二　無水硫酸　200キログラム

　 三　液化石油ガス　300キログラム

　 四　生石灰　五　毒物　六　劇物 ････ 詳細略

２　法第９条の３第１項ただし書（同条第２項において準用する場合を含む。）の政令で定

める場合は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第74条第１項､ガス事業法（昭和29

年法律第51号）第47条の５第１項又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関す

る法律（昭和42年法律第149号)第87条第１項の規定により消防庁長官又は消防長（消防本

部を置かない市町村にあつては、市町村長）に通報があつた施設において液化石油ガスを

貯蔵し、又は取り扱う場合（法第９条の３第２項において準用する場合にあつては、当該

施設において液化石油ガスの貯蔵又は取扱いを廃止する場合）とする。

**【危険物の規制に関する規則】**

**（圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出書）**

第１条の５　法第９条の３の規定による貯蔵又は取扱いの届出は、別記様式第１の届出書に よつて行わなければならない。

**3-2 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いに係る提出書類一覧表**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提 　出 　書 　類 　名 | 関係法令 | | 宛先 | 頁  № |
| 消防法  規　則 | 様  式 | 消  防  長 |
|
| 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書 | 1-5 | １ | ○ | 280 |
| 添付書類　様式第４号～第６号 | － | － | ○ | 276 |
| (注)１．提出先及び宛先は、貯蔵する場所を管轄する消防署等に確認すること。  ２．添付書類の様式第４号～第６号は、液化石油ガス設備工事の届出の例による。 | | | | |

様式第１(第１条の５関係)

圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和　　　年　　　月　　　日  　　　　　　消 防 長　殿  届出者　住　所  （電話　　　　　　　　　　　　　）  氏　名 | | | | | | |
| 事業者の所在地  及び名称 | 所　在　地 | |  | | | |
| 名　　　称 | |  | | | |
| 貯蔵し、又は取り扱う  倉庫、施設等の名称 | 貯蔵し、又は取り  扱う倉庫、施設等  の構造等の概要 | | | 貯蔵し、又は取り  扱う物質の名称 | 最大貯蔵数量又  は最大取扱数量  (kg) | 消火設備  の概要 |
|  |  | | | 液化石油ガス |  |  |
| 物質に対する処理剤の  種類及び保有量 | 種 　　　　類 | | | 保 　 有 　 量 | 対象物質 | |
|  | | |  |  | |
| 貯蔵又は取扱開始  (廃止)予定年月日 | |  | | | | |
| 緊急時の連絡先 | | 昼　　　間 | | (電話　　　　　　　　　　　　) | | |
| 夜間・休日 | | (電話　　　　　　　　　　　　) | | |
| その他必要な事項 | |  | | | | |
| ※受付欄 | | ※　経　過　欄 | | | | |
|  | |  | | | | |

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２ 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

３ 「処理剤」とは、消石灰等の化学処理剤及び乾燥砂等の吸収剤をいう。

　　　４ ※印欄は、記入しないこと。

５ 貯蔵又は取扱いを開始しようとするときは、倉庫、施設等の位置及び倉庫、施設等内におけ

る物質の貯蔵又は取扱場所を示す見取図を添付すること。

|  |
| --- |
| (注)１．液石法で届出の対象となる貯蔵量は、容器の場合は、300kg以上3,000kg未満。貯槽・バルク貯槽の場合は、300kg以上1,000kg未満。（上限値以上の貯蔵は特定供給設備となる。）  ただし、規則第86条に係る施設等で容器の場合は、500kgを超え3,000kg未満、貯槽・バルク貯槽の場合は、500kgを超え1,000kg未満は、液化石油ガス設備工事の届出をすることにより、圧縮アセチレンガス等の届出はしなくても良い。  ２．高圧ガス保安法で届出の対象となる貯蔵量は、容器・貯槽・バルク貯槽全て300kg以上3,000kg未満。3,000kg以上の場合は、第２種貯蔵所の届出をすること。  ３．液化石油ガス設備工事の届出に添付する第４号から第６号の図面を提出先に確認し添付すること。 |